

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和2年8月18日

愛知県知事殿

提出者

住 所 愛知県海部郡蟹江町西之森三丁目47番地

氏 名 加藤軽金属工業株式会社

代表取締役 加藤 博穂

電話番号 0567-95-1131

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和元年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	加藤軽金属工業株式会社
事業場の所在地	愛知県海部郡蟹江町西之森三丁目47番地
事業の種類	23:非鉄金属製造業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	250t	全処理委託量	250t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	優良認定処理業者への処理委託量	200t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	再生利用業者への処理委託量	250t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0t	認定熱回収業者への処理委託量	0t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度 229t 前年度 254t
------------------------------------	-----------------------

(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)

令和2年8月に電子マニフェスト開始申請を行い導入する

※令和2年4月の義務化開始時より電子マニフェストが導入困難だった理由は下記の通りです。

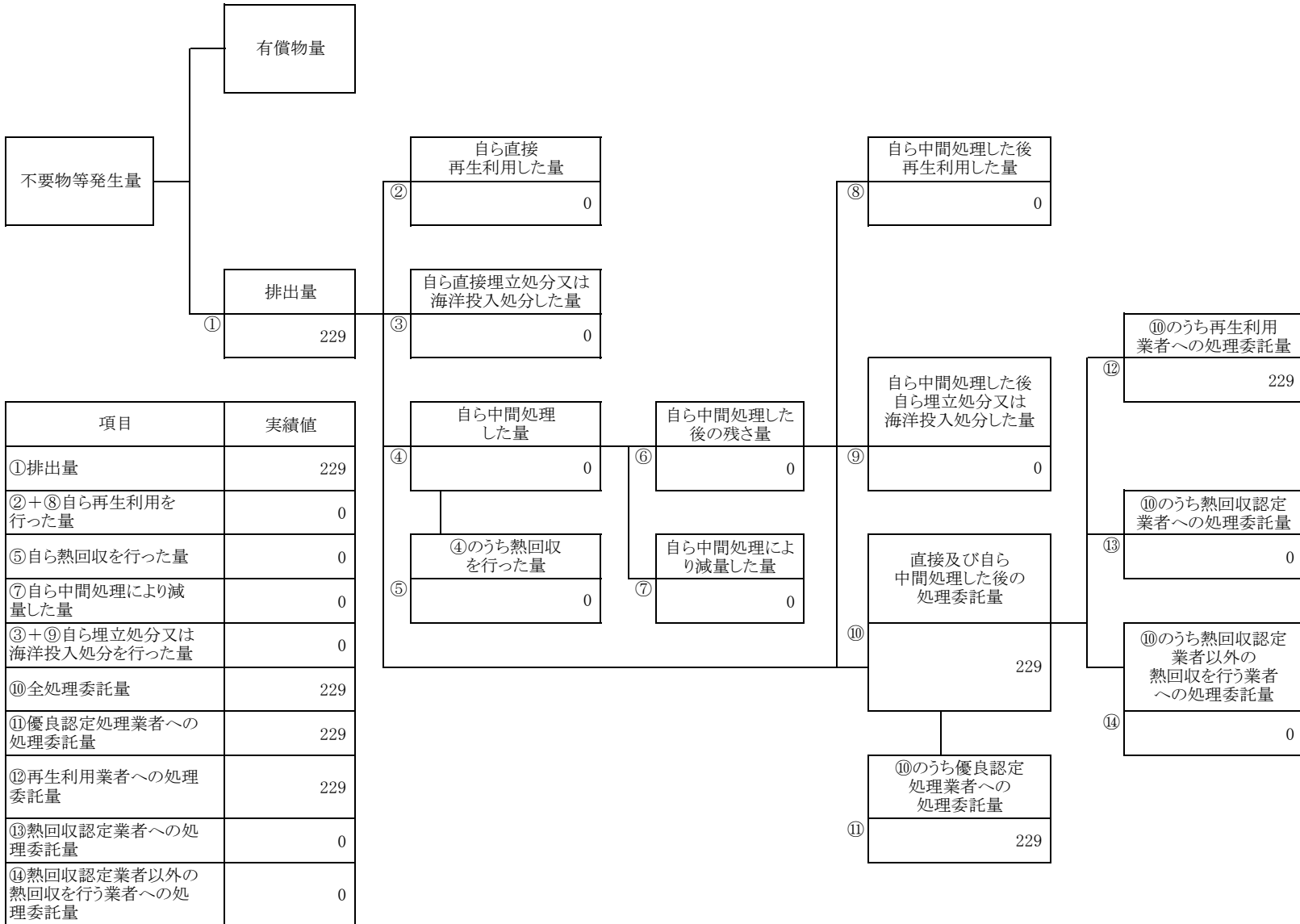
特管物排出時のマニフェストは事務所に発行しており、事務所内のインターネットにつながっているパソコンが古く、シャットダウンが頻発することに加え、インターネット回線への接続が非常に不安定であり、導入時点から困難であった。令和2年8月にインターネットに繋がるパソコンを新調すると共にLAN配線を敷き直して安定した運用が可能になったので、8月より電子マニフェストを導入します。

※事務処理欄

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:腐食性廃アルカリ(廃苛性ソーダ))

(第2面)



(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 ※欄には、何も記入しないこと。